

## 第5章 建築物の耐震化促進

### 5-1 市が所有する建築物の耐震化促進

豊明市が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、公共施設耐震化実施計画に基づき耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表することとします。

#### 1. 対象建築物

対象とする建築物は、**豊明市が所有する全ての建築物**とし、旧耐震建築物で耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない建築物を含め、耐震化を実施します。

#### 2. 対象建築物の耐震化の状況

公共施設の耐震化は平成27年度に完了予定

豊明市は、平成8年度より、昭和56年以前に建築された小中学校の校舎、体育館、保育園等をはじめ、旧耐震基準の市有建築物91棟中廃止予定の2棟を除く89棟（98%）の耐震診断を実施してきました。

これを踏まえ当初計画期間中に推進した耐震改修の結果、平成26年度末において88棟（99%）の耐震性能が確保され、平成27年度（平成25年度からの継続）に実施する市庁舎本館の改修を以って、全ての市有建築物の耐震化が完了する見込みとなりました。

表一市有建築物の耐震化状況（平成26年度末現在）

市有 旧耐震建築物	耐震診断状況内訳			耐震診断済建築物の内訳		
	未診断棟数 (要診断)	今後廃止等 予定棟数 (診断不要)	耐震診断済 棟数	耐震化 不要棟数	耐震化済 棟数	耐震化 未対応棟数
91棟	0棟	2棟	89棟	21棟	67棟	1棟
100%	0%	2%	98%	23%	76%	1%

### 3. 耐震化計画

耐震改修の必要な市有建築物は、公共施設耐震化実施計画に基づき、計画的に耐震化を促進します。

《公共施設耐震化実施計画（平成27年3月時点の進捗状況を含む）》

	平成19年度 ～平成22年度		平成23年度 ～平成27年度		耐震改修実施済		耐震改修する 必要のない施設	
1	豊明小学校	2棟	豊明小学校	1棟	豊明中学校	2棟	豊明中学校	1棟
2	栄小学校	4棟	栄小学校	1棟	大久伝排水機場	1棟	二村児童館	1棟
3	中央小学校	1棟	中央小学校	3棟	内山保育園	1棟	ひまわり児童館	1棟
4	沓掛小学校	4棟	双峰小学校	4棟			沓掛浄化センター	1棟
5	双峰小学校	3棟	大宮小学校	3棟			図書館	1棟
6	唐竹小学校	1棟	唐竹小学校	2棟			唐竹小規模 老人憩いの家	1棟
7	三崎小学校	3棟	豊明中学校	6棟			上高根小規模 老人憩いの家	1棟
8	舘小学校	2棟	栄中学校	2棟			西川小規模 老人憩いの家	1棟
9	栄中学校	1棟	南部保育園	1棟			徳田小規模 老人憩いの家	1棟
10	沓掛保育園	3棟	西部保育園	1棟			三崎小規模 老人憩いの家	1棟
11	二村台保育園	1棟	青い鳥保育園	2棟			本郷小規模 老人憩いの家	1棟
12	東部保育園	1棟	舘保育園	2棟			桶狭間小規模 老人憩いの家	1棟
13			中部保育園	2棟			阿野小規模 老人憩いの家	1棟
14			どんぐり学園	1棟			小所小規模 老人憩いの家	1棟
15			体育館	1棟			宿小規模 老人憩いの家	1棟
16			市庁舎(本庁)	1棟			中島小規模 老人憩いの家	1棟
17			市庁舎(公民館)	1棟			吉池団地小規模 老人憩いの家	1棟
18			中央調理場	1棟			栄保育園	1棟
19			分庁舎	1棟			栄調理場	1棟
20			敷田小規模 老人憩いの家	1棟			勅使会館	1棟
21			舘小規模 老人憩いの家	1棟			改善センター	1棟
22								
	12施設 26棟		21施設 38棟		3施設 4棟		21施設 21棟	
	64棟				25棟			

## 5-2 民間が所有する建築物の耐震化促進

### 1. 耐震改修の促進

愛知県や地元組織と協力しながら耐震改修を促進

耐震改修促進法第17条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が行うことになっており、また法改正により認定基準が緩和され、増改築の範囲拡大及び容積率や建ぺい率の特例措置が創設されました。豊明市は愛知県や自主防災組織等の地元組織と協力しながら、インターネットやパンフレット、広報、意向調査などを活用し、耐震改修に係る補助制度を受けるための要件の一つとなる耐震改修計画の周知を図るとともに策定を建築物所有者に促し、耐震化の促進を図ります。

### 2. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化

所有者に対する情報発信とともに、補助・助成制度をPRして耐震化を促進

豊明市は、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように、市の広報やホームページ、パンフレット、意向調査等を用いて情報発信します。また、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度をPRして耐震化の促進を図ります。

### 3. 民間建築物の耐震化に対する支援策

耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の創設及び新設・拡充を検討（23頁参照）

愛知県では、民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うと共に、民間建築物や地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物について、耐震診断費補助及び耐震改修費補助の新設や拡充を検討するとしています。

豊明市は、愛知県との連携の下、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の創設及び新設・拡充を検討し、耐震化の促進を図ります。

### 5-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に対する支援策について

#### 耐震診断の報告義務がある建築物の耐震改修に係る補助・助成制度を創設

耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに愛知県に報告することが義務付けられています。これらの建築物の耐震改修に係る補助・助成制度を新たに拡大します。（耐震診断は現在対象物件がないと把握しており制度の創設は予定しておりませんが、対象物件が確認された場合は制度の創設を検討いたします）

耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

## 5-4 要安全確認計画記載建築物の耐震化に対する支援策について

---

### **耐震診断の報告義務がある建築物の耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の創設を検討**

耐震改修促進法第5条及び第6条に規定する要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果をそれぞれ指定した地方自治体の定める期日までにまでに報告することが義務付けられています。豊明市では現在その対象を指定していませんが、今後指定する場合は、該当する建築物の耐震改修に係る補助・助成制度の創設を検討します。